

食品衛生トピックス 《2015/05/07》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時の検査の結果、オーストラリア産アーモンドの加工品からアフラトキシンが検出されたことを踏まえ、オーストラリア産アーモンド加工品が検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年5月7日

対象国：オーストラリア

対象品目：アーモンド加工品（アーモンドを30%以上含有するものに限る。）

検査項目：アフラトキシン

【 アフラトキシン 】

発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属の真菌により産生される）の一種

【 違反の内容 】

品名：ALMOND OIL

輸入者：〇〇〇〇〇 株式会社

製造者：GREEN TOSCA PTE. LTD.

届出数量及び重量：300 瓶、0.14 トン

検査結果：アフラトキシン 69 μ g/kg 検出（基準：含有してはならない）

届出先：大阪検疫所

日本への到着年月日：平成27年4月17日

違反確定日：平成27年5月1日

貨物の措置状況：全量保管中